

## 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 中期計画

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、産業技術及びエネルギー・環境分野における中核的政策実施機関として、我が国の産業競争力強化を通じた我が国経済の持続的な発展に貢献するとともに、我が国のエネルギー安全保障の確保やエネルギー・環境問題に係る課題解決に向け、民間の能力・知見を最大限に活用しつつ、以下のミッションを担っていくものとする。

- ①政策当局との緊密な連携の下、産業技術及び新エネルギー・省エネルギー・環境関連技術の研究開発に関して戦略的重点化を図り、産学官の総力を結集して優れた研究成果を生み出すための高度な研究開発マネジメント機能を提供する。
- ②エネルギー・環境面での技術開発とその導入・普及の促進を通じ、内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献する。
- ③業務執行体制や制度に係る不断の見直しを通じて、より機動的かつ柔軟な業務運営に努め、「利用しやすいNEDO」の実現を図る。また、厳格な評価とその結果の適切なフィードバックを通じて、業務運営の一層の効率性を実現するとともに「成果を挙げるNEDO」の実現を図る。
- ④研究開発や新エネルギー・省エネルギー・環境関連技術の導入普及の成果を、可能な限り国民に対し判りやすい形で提供する等、積極的な情報発信を通じて国民への説明責任を全うするとともに、過去の成果の蓄積と内外の最新動向分析を基に時代をリードする政策提言を行う。
- ⑤気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の規定に基づく排出削減単位、認証された排出削減量、割当量の一部（以下「クレジット」という。）の取得を通じ、我が国の京都議定書第3条の規定に基づく約束の履行に貢献する。
- ⑥平成13年度に終了した国内石炭政策の経過措置として位置づけられている石炭経過業務については、鉱害復旧業務の平成18年度までの完了を目指すとともに、他の業務についても計画的に実施する。また、アルコール製造部門については、平成18年4月を目途とした特殊会社化に向けた準備を進めるとともに、その後の早期完全民営化に向け、平成18年3月末までを目途とした間、市場競争力と収益性を確保できるようその経営体質の強化を図る。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### （1）【機動的・効率的な組織】

近年における産業技術分野の研究開発を巡る変化や、国際的なエネルギー・環境問題の動向の推移に迅速かつ適切に対応しうるような、柔軟かつ機動的な

組織体制を構築し、意思決定及び業務執行の一層の迅速化と効率化を図る。具体的には、下記の対応を行う。

- (ア) 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的な人員配置を行う。また、外部専門家等の外部資源の有効活用により、スリムな組織運営を行う。特に、プログラスマネージャー等、高度の専門性が必要とされるポジションについては、積極的に外部人材を登用する。
- (イ) 各部門の業務が相互に連携して効率的な運営が行われるような体制を構築する。
- (ウ) 効率的な業務遂行体制を整備するため、各部門の業務について、権限と責任を明確化する。研究開発業務及び新エネルギー・省エネルギー導入促進業務については、業務の進捗及び成果に関する目標を年度計画に明確に設定し、組織内部においてその達成状況を厳格に評価する目標管理制度を導入する。

## (2) 【自己改革と外部評価の徹底】

全ての事業につき、厳格な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。評価は、研究開発関連事業に関する技術評価と、事業及び制度に関する事業評価の両面から適切に実施し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。評価の実施に際しては、事業の企画(plan)・実施(do)・内部評価(see)に至るマネジメント・サイクル全体の評価が可能となるような仕組みを構築するとともに、「成果重視」の視点を貫く。

## (3) 【職員の意欲向上と能力開発】

- ・ 個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を適切にレビューすることにより、評価結果を報酬や昇給・昇格に適切に反映させる。
- ・ 研究開発マネジメント、契約・会計処理の専門家等、機構職員に求められるキャリア・パスを念頭に置き、適切に人材の養成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。
- ・ 研究開発マネジメントの専門家を目指す職員に外部の研究開発現場の経験を積ませる等、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発制度を充実する。
- ・ 研究開発マネジメントへの外部人材の登用に際しては、機構における業務が「技術の目利き」の能力向上の機会としてその後のキャリア・パスの形成に資するよう、人材の育成に努める。

(4) 【業務の電子化の推進】

- ・電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、機構の制度利用者の利便性の向上に努める。
- ・幅広いネットワーク需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実を図る。
- ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保することにより、業務の安全性、信頼性を確保する。

(5) 【外部能力の活用】

費用対効果、専門性等の観点から、法人自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

なお、外部委託の活用の際には、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。

(6) 【省エネルギー及び省資源の推進と環境への配慮】

環境に調和して持続的に発展可能な社会に適應するため、日常の業務推進に当たりエネルギー及び資源の有効利用を図るものとする。

(7) 【業務の効率化】

不断の業務改善、汎用品の活用等による調達コストの削減の取り組み等を通じて業務の効率化を進めることにより、段階的に一般管理費（退職手当を除く。）を削減し、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比15%を上回る削減を達成する。

なお、人件費については、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行い、平成18年度から本中期目標期間の終了時（平成19年度）までの2年間で2%以上の人件費を削減する。

事業については中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比5%を上回る効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取組を進める一方で、産業技術政策及びエネルギー・環境政策の観点からの新たな要請に配慮する。既存事業については進捗状況を踏まえて不断の見直しを行う。

(8) 【石炭経過業務の効率化に関する事項】

業務に係るマニュアル策定等による定形化の推進等、業務運営の円滑化を図

る。

(9) 【アルコール関連経過業務の効率化に関する事項】

- (ア) 特殊会社化及びその後の完全民営化を円滑に進めるため、資産をいかに効率的に売上に活用しているかを示す指標である総資産回転率を経営指標とし、平成17年度末において過去5年間の業界平均である0.78以上を達成する(平成14年度実績 0.57)。
- (イ) アルコール製造部門における汎用的なアルコールに関する原料費以外の経費については、平成14年度を基準として平成18年度を目途にコスト半減を達成する効率化を進め(平成14年度実績 42,379 円/k l)、その成果を顧客に順次還元する。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の目標を実現するため、以下の措置を講じる。
  - i) 業務運営の効率化及び特殊会社化に向けた組織資源の多面的活用の観点から、事業の独自性に重点をおいて、機能的かつ機動的な組織体制への転換及び最適な人員配置を図る。
  - ii) アルコール製造業務の効率化のため、以下の措置を講じる。
    - a) 原料調達に当たっては、国際市況・為替相場などから検討・分析し、調達のタイミング・数量・品質等を勘案するとともに、最も効果的な方法を採用することにより、調達価格の低減化を図る。
    - b) これまでの業務体制を抜本的に改めることにより、事務効率の改善を行い、工場管理経費及びアルコール事業本部経費について、平成14年度を基準として、平成17年度末までに20%以上を削減する。
    - c) 原料歩留まりについては、平成17年度末までに99.0%以上を達成する(平成14年度実績 98.9%)。
    - d) エネルギー原単位については、平成14年度を基準として、平成17年度末までに5%以上向上させる(エネルギー原単位平成14年度実績 重油 0.145t/kl、都市ガス 172.5m<sup>3</sup>/kl、液体燃料 0.067t/kl、動力 91.8kwh/kl)。
    - e) アルコール製造部門のコスト削減効果を最大限発揮させるとともに収入基盤の多様化を図るため、これまでアルコールがほとんど使用されていなかった用途について、民業圧迫を回避しつつアルコールを加工した製品を平成17年度末までに開発する。また、アルコール製造における副産物を高付加価値化した製品を開発し、平成17年度末までに販売を開始する。

- iii) アルコール販売業務の効率化のため、以下の措置を講じる。
  - a) 流通基地である保管庫については、既存のユーザーの利便性に配慮しつつ廃止を含めた再編整理を行い、流通経費を平成14年度を基準として平成17年度末までに5%以上削減する（流通経費平成14年度実績 5,247円/k l）。
  - b) アルコールの調達先となった民間企業に対するアルコール販売については、保管庫を経由せずに当該企業の製造場等で行えるよう措置する。
- iv) 展示会へ積極的に出展すること等により、工業用アルコールの普及啓発活動及び潜在的ユーザーの発掘を行い、平成14年度を基準として平成17年度までにアルコールの売上数量を6%以上伸ばすことを目指す（過去3ヶ年平均伸び率 0.5%（12年度～14年度））。
- v) 特殊会社に必要な営業販売機能を確立するための準備として、民間企業での長期研修や営業経験者の受入れを行うとともに、アルコール製造業務を行う事業への投資を通じて、その基盤整備を図る。
- vi) 業務の改善活動を日々の業務に取り入れ事業全体に定着させることにより、一人ひとりの職員が業務運営の改善に積極的かつ自発的に取り組む風土を醸成する。

そのために、業務の運営状況やその改善状況等を容易に把握・理解できるようにした情報をすべての職員に提供する。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

### 【総論】

機構は、我が国の産業技術及びエネルギー・環境分野の中核的政策実施機関として、内外の最新の技術動向や政策動向を的確に把握しつつ、政策当局との密接な連携の下、「科学技術基本計画」、「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」、「エネルギー基本計画」、「京都議定書目標達成計画」、経済産業省が定める「プログラム基本計画」、産学官連携に関する施策等の国の政策に沿って、研究開発事業の適切なマネジメントとその成果の普及、エネルギー・環境関連技術の開発とその導入・普及の促進等を通じ、我が国の産業競争力の強化及び国民経済の発展並びに

内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献するものとする。その際、民間企業、大学、公的研究機関、地方の行政機関等と適切な連携を推進する体制を構築するとともに、これらの連携により事業を効率的に実施する。

また、内外の研究開発動向やエネルギー・環境問題に関する動向を体系的に把握するとともに、機構の事業の適切な実施に資する戦略的な企画立案を行う。

更に、内外の最新の研究開発動向やエネルギー・環境問題に関する動向を把握するために、セミナーやシンポジウム等を積極的に開催するとともに、産業界各層及び有識者、大学、公的研究機関、地方の行政機関等との密接な情報交換を行う。

#### (1) 【研究開発関連業務】

- ・ 研究開発事業の推進に当たっては、(ア) 大学や公的研究機関等から有望な技術シーズを発掘する提案公募事業、(イ) 民間のみでは取り組むことが不可能な中長期かつリスクの高い研究開発プロジェクト事業、(ウ) 産業技術及び新エネルギー・省エネルギー技術の実用化・企業化を促進する事業の3種の事業を、各技術分野の特性や、研究開発を取り巻く環境の変化を踏まえて適切に組み合わせ、我が国の産業競争力の強化を通じた経済活性化並びにエネルギー・環境問題の解決に貢献する。
- ・ 上記の3種類の研究開発事業のそれぞれについて、以下の原則の下で実施する。

##### (ア) 提案公募事業（大学・公的研究機関等を対象とするもの）

大学・公的研究機関、国際研究者チーム等から、広範な視点から社会・産業のニーズに対応する有望な技術シーズを発掘する提案公募事業の実施に当たっては、我が国の産業競争力の強化やエネルギー・環境問題解決等の政策目的に適う案件の選定を確実かつ適時的に実現し、適切に推進するため、以下に留意するものとする。

##### i) 企画及び公募段階

- a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、機構のホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の周知を行う。また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。
- b) 機構外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査・採択基準に基づく公正な選定を行う。その際、基礎的・基盤的なものから、広範な産業への波及効果が期待できるものまで、将来の産業シーズとして広く技術的ポテンシャルを有する案件が採択されるよう適切

な選定プロセスを構築する。適切な選定プロセスの構築に資するため、総合科学技術会議における議論を踏まえ、機構内部にプログラムオフィサーを設置する。

- c) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
- d) 所属機関や経験年数等にとらわれず、若手研究者や地方の大学や公的研究機関の優れた提案を確実に発掘する。その際、資金供給先の不必要な重複や特定の研究者への集中を排除するよう配慮する。
- e) 採択件数の少ない事業を除き、年度の枠にとられない随時の応募受付と年間複数回の採択を実現する。加えて、採択時期によって研究期間に差が出ることをないよう、交付決定日を起点とする事業期間を確保する等の運用の弾力化を図る。

#### ii) 業務実施段階

- f) 交付申請事務・確定事務等に係る申請者・補助事業実施者の事務負担を極力軽減する。2～3年間程度の期間の案件が大宗であることに留意し、実施者側から目標達成に向けた明確なコミットメントが得られる場合には、2年間程度の複数年度交付決定を導入する。また、十分な審査期間を確保した上で、公募締切から90日以内（国際研究者チームを対象とする事業にあっては120日）での採択決定を行う（平成14年度実績 92日、（国際研究者チームを対象とする事業 134日））。
- g) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

#### iii) 評価とフィードバック

- h) 実施期間中に機構外部の専門家・有識者を活用した案件評価を適切な手法で実施するとともに、その結果をもとに、評価の指摘に対応した案件の縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策が無いものは中止する。
- i) これら事業の実施に基づく査読済み研究論文の発表数を、中期目標期間中に1000本以上とする（平成14年度実績 産業技術研究助成事業194件）。また、この結果を対外的に公表する。加えて、これら事業の研究成果の質の向上を図り、将来の産業競争力強化につながると期待される案件を積極的に産業界に提示する。

#### (イ) 中長期・ハイリスクの研究開発事業

中長期・ハイリスクの研究開発事業は、民間のみでは取り組むのが不可能な中長期かつリスクの高い技術テーマにつき、民間の能力を活用して機構が

資金負担を行うことによりその研究開発を推進するものである。このため、国際的な研究開発動向、我が国産業界の当該技術分野への取組状況や国際競争力の状況、エネルギー需給の動向、当該技術により実現される新市場・新商品による我が国国民経済への貢献の程度、産業技術政策や新エネルギー・省エネルギー政策の動向、国際貢献の可能性等を十分に踏まえつつ、適切なプロジェクト・採択案件の選定と着実な推進を図るものとする。かかる目的の実現のため、以下に留意するものとする。

なお、産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については収益の可能性がある場合等に限定し、知的財産の形成等のパブリックリターン構築がなされるような案件につき研究開発を行うものとする。

i) 企画及び公募段階

- a) プロジェクトについては、産業競争力強化への貢献度や、可能な限り費用対効果の観点を含めた事前評価を実施し、費用を上回る効果が見込まれるものに限定するなど、評価結果を反映させる。また、これらプロジェクトについて、経済産業省が定めるプログラム基本計画等に沿って、産業界・学術界等の外部有識者との意見交換を行い、適切なプロジェクト基本計画を策定する。プロジェクト基本計画には、プロジェクト終了時点での最終目標を極力定量的かつ明確に記述し、基礎的・基盤的性格の事業の場合であっても、「出口イメージ」を明確に記述するものとする。
- b) 5年間以上の期間を要するプロジェクトについては、プロジェクト基本計画、3年目を目途とした中間時点での中間目標を極力定量的かつ明確に記述する。
- c) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、機構のホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の周知を行う。
- d) 機構外部の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査・採択基準に基づく公正な選定を行う。その際、より市場創出効果・雇用創造効果等が大きく、広範な産業への高い波及効果を有し、中長期的視点から我が国の産業競争力の強化に資する案件あるいは内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献する案件を選定する。
- e) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
- f) 集中研究方式のプロジェクトにおいては全て、分散研究方式のものについても設置が適切なものの全てにつき、指導力と先見性を有するプロジェクトリーダーを選定し、ベテラン、中堅、若手各層の実力者までの適切な研

究開発チーム構成を実現する。プロジェクトリーダーは、機構内部との明確な役割分担に基づき、当該プロジェクトの推進に必要なかつ十分な権限と責任を負うような制度を構築する。

- g) プロジェクトについては、その性格や目標に応じ、企業間の競争関係や協調関係を活用した適切な研究開発体制の構築を行う。特に、真に必要な役割を担うものを除き研究管理法人を經由するものは極力少数とするとともに、真に技術力と事業化能力を有する企業を実施者として選定し、安易な業界横並び体制に陥ることのないよう留意する。

## ii) 業務実施段階

- h) 契約・申請・確定事務等に係る民間の事務負担を極力軽減するとともに、研究開発資産等の事業終了後の有効活用を図る。5年間程度の期間の案件が大宗であることに留意し、受託者・補助事業者側から目標達成に向けた明確なコミットメントが得られる場合には、最長3年間程度の複数年度契約・交付決定を導入する。また、応募総数が多い場合等、特段の事情がある場合を除き、公募締切から原則45日以内での採択決定を行う（平成14年度実績 50日～80日）とともに、継続案件については契約締結に要した期間を30%短縮する（平成15年度実績 3ヶ月程度）。
- i) 委託先の事情により適用できない場合等を除き、委託事業における日本版バイドール条項の適用比率を100%とする（平成14年度実績 ほぼ100%）ことにより研究開発実施者の事業取組へのインセンティブを高めるとともに、委託先に帰属する特許権等について、委託先における企業化の状況及び第三者への実施許諾の状況等につき毎年調査し、適切な形で対外的に公表する。
- j) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

## iii) 評価とフィードバック

- k) 機構外部の専門家・有識者を活用したプロジェクト・採択案件の評価を適切な手法で実施するとともに、その結果をもとにプロジェクト等の加速化・縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、5年間程度以上の期間を要するプロジェクト等については、3年目を目途とする中間評価を必ず実施するものとする。また、特に中間評価結果が一定水準に満たないプロジェクト等については、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。
- l) 機構外部の専門家・有識者を活用した事後評価において、技術的成果、実用化見通し、マネジメント等を評価項目とし、別途公表される計算式に基

づき8割以上が「合格」(平成14年度実績 76.9%)、6割以上が「優良」(平成14年度実績 53.8%)との評価を得る。また、この結果を対外的に公表する。

- m) 特許出願件数を中期目標期間中に、真に産業競争力の強化に寄与する発明か等、その質の向上に留意しつつ、国内特許については5,000件以上(平成14年度実績 830件)、海外特許については1,000件以上(平成14年度実績 169件)とする。また、この結果を対外的に公表する。

#### (ウ) 実用化・企業化促進事業

実用化・企業化促進事業は、比較的短期間で成果が得られ、即効的な市場創出・経済活性化に高い効果を有しうるものであることに鑑み、その実施に際しては、以下に留意するものとする。

##### i) 企画・公募段階

- a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、機構のホームページ上に、公募開始の1ヶ月前(緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く)には公募に係る事前の周知を行う。また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。
- b) 機構外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。特に、本事業では比較的短期間で技術の実用化・市場化を行うことを目的とするものであることに留意し、達成すべき技術目標や実現すべき新製品の「出口イメージ」が明確で、我が国の経済活性化やエネルギー・環境問題の解決により直接的で、かつ大きな効果を有する案件を選定する。
- c) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
- d) 採択件数の少ない事業を除き、年間複数回の採択を実現する。

##### ii) 業務実施段階

- e) 交付申請・契約・確定事務等に係る民間の事務負担を極力軽減する。2～3年の期間の案件が大宗であることに留意し、2年間程度の複数年度契約・交付決定を必要に応じ導入する。また、公募締切から70日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る(平成15年度 80日程度)。
- f) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

iii) 評価とフィードバック

- g) 機構外部の専門家・有識者を活用した厳正な技術評価・事業評価を適時適切に実施するとともに、その結果をもとに事業の縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。
- h) 事業終了後、3年間以上経過した時点での実用化達成率を40%とする（平成14年度実績 33.3%）。また、この結果を公表する。

(エ) 研究開発成果の権利化や広報・情報発信に関する事項

- i) 研究開発成果については、その実用化に向け委託先・助成先における知的財産権化を促進するとともに、他に先駆けて国際標準の確立に貢献するよう努めること等により、研究開発、知的財産権取得及び標準化の一体的な推進を図る。
- ii) 研究開発期間中のみならず終了後も、その成果の実用化に向けて、研究開発の実施者をはじめ幅広く産業界等に働きかけを行う。また、研究開発成果が具体的にどのように国民に被益しているかを把握するとともに、機構の研究開発マネジメントの改善や研究開発プロジェクトの企画立案機能の向上に反映させることを目的として、中期目標期間中に100本以上の終了プロジェクト・採択案件について逐次追跡調査を実施し（平成14年度実績 4件）、評価インフラとしてのデータベースの構築を行う。
- iii) 研究開発成果の公表等については、国民への情報発信や学界での建設的情報交換等の視点と、知的財産の適切な取得等その成果の我が国経済活性化への確実な貢献等の視点から適宜適切に実施するものとする。
- iv) 内外の研究開発マネジメント機関との情報交換を実施するとともに、研究開発マネジメント及びプロジェクトマネジメント関係の学会、セミナー、シンポジウム等に機構自身として中期目標期間中に100本以上の実践的研究発表を行う（平成14年度実績 10件）。
- v) 研究開発の成果及び研究開発の成果を基礎とした産業界及び新エネルギー・省エネルギーへの影響・貢献については、様々な事例を収集し、印刷物、ホームページ、CD-ROM等の媒体及び成果発表会、展示会等の開催により、広く国民・国際社会への分かりやすい情報発信・情報提供を図る。これらの媒体については、必要に応じて英語版を含む外国語版を作成する。
- vi) 2005年に開催される「愛・地球博（2005年日本国際博覧会）」において、機構の研究開発等において得られた成果の展示等を行う。

(オ) 産業技術人材養成の推進

産業技術の将来を担う創造性豊かな技術者・研究者を機構の研究開発プロジェクトや公的研究機関等の最先端の研究現場において研究開発等に携わらせること、及び大学等の研究者への助成をすること等を通じ、幅広い視野と経験を有し、民間企業や大学等において中核的人材として活躍する技術者を約5,000人養成する。

#### (カ) 技術経営力の強化に関する助言

研究開発の成果が経営の中で活用されるよう、これまで研究開発事業を通じて蓄積してきた研究開発のテーマ選定及び遂行並びに成果の事業化に関する専門的知見を今後さらに蓄積するとともに、技術経営力に関する知見を有する者のネットワークを構築し、研究開発の成果を経営に活用すること等に関する専門的知見の蓄積・共有を図る。

また、これらの専門的知見を活用し、事業化を見据えた研究開発のテーマ選定を行うとともに、事業者に対し、研究開発の企画から実施、成果の事業化に至るまでの期間において、その加速・見直しや、他事業者との連携の提案、異なる分野の技術・市場動向等の情報提供を行い、また、シンポジウム、公開講座等を通じてその知見を周知するなど技術経営力の強化に関する助言を積極的に行う。

#### 【技術分野毎の計画】

##### <1> ライフサイエンス分野

我が国で今後本格化する少子高齢社会において、健康で活気に満ちた安心できる生活を実現するため、健康・医療基盤技術、生物機能を活用したプロセス技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

##### ①健康・医療基盤技術

国民ひとりひとりが健康で安心して暮らせる社会を実現するため、テーラーメイド医療等の実現に必要な遺伝子機能情報等の基盤的知見の蓄積を目指し、遺伝子、タンパク質、糖鎖等生体分子の機能・構造等の解析、代謝等の生命現象の解明を行う。また、これらの解析をより効率的に行うため、電子技術やナノテクノロジーを活用した生体情報測定解析技術や創薬候補物質のスクリーニング技術の開発、ゲノム情報や生体情報データベースを効率的に蓄積・検索・解析するためのバイオインフォマティクス技術の開発を行う。さらに、疾病の早期の診断・治療を可能とする医療機器等の開発、回復が期待できない身体機能を代替することができる代替・修復システムの開発及び加齢や疾病等によって衰えた身体機能を補助できる社会参加

支援機器等の開発を行い、加えて、医療・福祉等の現場にそれらの技術が円滑に導入されることを支援するためのデータ提供等や、機械操作等人間の行動特性に適合させた製品技術に関する研究開発等を行う。

## ②生物機能を活用した生産・処理・再資源化プロセス技術

循環型産業システムの実現に必要な技術基盤の構築を図るため、原料の転換や新たな物質の生産、効率的な生産プロセス、廃棄物の処理・再資源化プロセス等を可能とする、微生物や植物の機能を活用したバイオプロセスの構築に必要な技術の開発及びそれらの技術の実用化に向けた開発を行う。また、開発を効率化する技術基盤の構築を図るため、有用な生物遺伝資源を収集・解析するとともに、遺伝子組替え体の産業利用促進のためのリスク管理技術の開発を行う。

## < 2 > 情報通信分野

誰もが自由な情報の発信・共有を通じて、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となる高度な情報通信（IT）社会を実現するとともに、我が国経済の牽引役としての産業発展を促進するため、技術の多様性、技術革新の速さ、情報化に伴うエネルギー需要の増大といった状況も踏まえつつ、高度情報通信機器・デバイス基盤関連技術、新製造技術、ロボット技術、宇宙産業高度化基盤技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

### ①高度情報通信機器・デバイス基盤関連技術

IT社会に不可欠な高速大容量の処理が可能で、省エネルギーで信頼性が高く、しかも誰もが使いやすいコンピュータやネットワークの関連機器、これらを基盤から支える各種デバイス等の開発を推進するため、超高速ブロードバンド及びワイヤレスネットワークを実現する技術の開発を行うとともに、情報家電や携帯情報端末等の相互接続性・運用性等の使いやすさの向上に関する技術を開発する。また、新しい原理・技術を用いた次世代のブレークスルーとなる情報通信技術等の開発を行う。

さらに、次世代半導体デバイスに必要となる最先端の材料・プロセス技術、微細化技術等を開発するとともに、新たなアプリケーションチップ、先端的LSI設計手法、高密度実装技術等の半導体デバイスの高機能化・高付加価値化技術を開発する。また、半導体の製造プロセスの効率化・省エネ化・低コスト化や、環境対応技術等

を開発する。加えて、大量の情報を蓄積するための光・磁気記憶媒体に関する技術や携帯情報機器用電源関連技術、ディスプレイの効率的生産技術、高機能・低消費電力の革新的ディスプレイ技術等の開発を行う。

#### ②新製造技術【後掲】

#### ③ロボット技術【後掲】

#### ④宇宙産業高度化基盤技術

商業打上市場及び商業衛星市場への参入を可能とするため、次世代の宇宙機器開発に向けた基盤技術（衛星の軽量化・高度化・長寿命化技術、民生部品の宇宙転用技術、ロケット設計合理化技術等）及び宇宙利用を促進するための基盤技術（無人宇宙実験技術、リモートセンシング技術等）を開発する。

### < 3 > 環境分野

健康の維持や生活環境の保全を図るとともに、将来に亘って生活基盤と産業基盤を両立させていくため、温暖化対策技術、3R関連技術、化学物質のリスク評価・管理技術、輸送系低環境負荷技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

#### ①温暖化対策技術

エネルギー消費を抑制しつつ、持続的な経済成長を確保することを可能とするとともに、世界でトップクラスの温暖化対策技術によって国際競争力の確保を図るため、中長期的取組として温室効果ガス削減に向けた二酸化炭素固定化・有効利用技術等の研究等を行うとともに、家電・自動車等製品等の消費エネルギーの大幅な削減技術、製造プロセス等におけるエネルギー消費の大幅な削減技術、未利用エネルギーの有効利用技術及びエネルギーの発電・変換・輸送・貯蔵時のロス削減技術等を開発し、さらに、温室効果の低いフロン代替物質の合成技術の開発を行う。また、地球環境に関する我が国の戦略的取組の検討、各国情報収集等を行う。

#### ②3R関連技術

環境・資源制約を克服し、これを新たな成長の要因とする循環型経済社会システムを構築するため、2010年度までに、再利用率を一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%に、最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも半減（1997年度比）することを目標に、必要な3R技術の確立・実用化を図る。具体的には、廃棄

物の大量排出の抑制、処理困難物への対応、再生資源の有用性の観点から、自動車リサイクル技術、リサイクル困難物対策技術、建築リサイクル技術等の開発等を行う。

### ③化学物質のリスク評価・管理技術

人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを最小化するため、化学物質のリスクの総合的な評価を行いつつ、リスクを評価・管理できる技術体系を構築する。具体的には、化学物質排出把握管理促進法対象物質等のリスクが比較的高いと考えられる化学物質の有害性、曝露、長期毒性等を適切に評価するための手法を開発するとともに、化学物質のライフサイクルに亘るリスク等の総合評価を実施する。また、化学物質の製造・流通・使用・廃棄といったライフサイクル全般に亘るリスクの削減を図るため、有害化学物質を原料やプロセス中の中間体として使用しない等の代替技術、新規化学プロセス技術等を活用した環境負荷低減技術を、国際的に調和した適正な化学物質管理に資する技術として開発し、併せて知的基盤の整備を図る。

### ④固体高分子形燃料電池／水素エネルギー利用技術【後掲】

### ⑤次世代低公害車技術

低公害車の開発等により環境面における懸念を払拭するため、2010年において超低燃費でゼロ又はゼロに近い排出ガスレベルの次世代低公害車の普及等を目指し、既存車と比較し燃費を大幅に向上させ、極めて低い水準の排出ガスレベルを達成すべく、大型車を中心とした次世代低公害車技術の開発や、高品質・高付加価値の液体燃料等の製造を行う基盤技術等の開発を行う。

### ⑥民間航空機基盤技術

航空機・エンジン等の国際共同開発への参画、並びに環境適合等の要請に対応した民間航空機及びエンジン開発への取組を通じた基盤技術力の強化を図るため、材料・構造関連技術及びシステム関連技術等の中核的要素技術を開発する。また、材料・構造・システム単位による要素技術を活用し、機体及びエンジンの完成機開発のために必要な全機統合技術を開発・実証する。

## <4> ナノテクノロジー・材料分野

広範な科学技術の飛躍的な発展の基盤となる技術を確立するため、ナノテクノロジー、革新的部材創製技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

### ①ナノテクノロジー

物質のナノレベル制御により、物質の機能・特性の飛躍的向上や大幅な省エネルギー化・環境負荷低減を実現することによって広範な産業技術分野に革新的な発展をもたらすため、超微細構造等を制御することで発現する新機能を有するマテリアルを創製するとともに、それらを可能とする共通的プロセス技術の開発、並びにナノレベルでの加工・計測技術を開発し、加えて、それらのデータを知的基盤化・モデリング化し、知識の構造化を図る。さらに、次世代情報通信システムに向けた、新規ナノデバイス・材料等の開発や、ナノ・バイオの融合により、新たな医薬品・遺伝子解析装置等の開発を行う。

### ②革新的部材創製技術

材料の高度化・高付加価値化を図るため、マイクロ部材技術、機械部品等の高機能・高精度化技術を開発することを目指し、材料創製技術と成形加工技術を一体とした技術を開発する。また、研究開発から製品化までのリードタイムの短縮化が可能な生産システム技術や、複数材料の最適統合化技術等を開発する。

## <5> エネルギー分野

「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分配慮した上での「市場原理の活用」というエネルギー政策目標の同時達成を効率的に実現するため、新エネルギー技術、省エネルギー技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

### ①固体高分子形燃料電池／水素エネルギー利用技術

燃料電池自動車、定置用燃料電池等の早期の実用化・普及に向け、固体高分子形燃料電池の要素・素材のシステム化技術等の開発を行い、実用化が見通せる信頼性の確立、コストの低減、及び多様な利用形態への適用に貢献するとともに、実用化・普及に資するべく、安全性・信頼性等の基準・標準など普及基盤の整備、リチウム電池等の関連技術の開発を行う。さらに、安全かつ低コストな水素の製造・利用に係る技術を確立するため、水素の安全技術の確立及び水素燃料インフラ関連機器の開発を行う。

### ②新エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、太陽光、

風力、バイオマス、廃棄物発電、天然ガスコージェネレーション等の新エネルギーの開発・導入・普及等を目指し、太陽電池の低コスト化・高効率化等の製造技術、太陽光発電システムに係る研究開発等を行い、また、太陽・風力・バイオマス等の新エネルギーについて、実証のためのフィールドテスト及びこれら新エネルギーを既存の電力系統に安定的に連結するための電力系統連系技術の開発を行う。さらに、バイオマスの各種気体・液体燃料への転換技術、廃棄物を用いた発電技術、天然ガスコージェネレーション技術等の開発を行う。また、定置用の中・大型燃料電池として高効率発電設備やコージェネレーション等の分散型電源分野への適用が期待できる固体酸化物形燃料電池（SOFC）等の開発を行う。

### ③省エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、2001年6月の総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の報告を受け策定された「省エネルギー技術戦略」を踏まえ、民生・運輸・産業分野において、省エネ効果の高い基盤技術等の開発や、周辺技術の不足や製品化技術の問題により実用化が遅れているものについては、その実用化を支援するための研究開発を行う。さらに、製品化し市場へ導入するのに有効性・信頼性を実証する必要があるものについては、実機ベースでのデータ収集及び技術改良等の実証研究を行う。

また、その実施に当たっては、技術的波及効果が大きいテーマに重点を置くとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律におけるトップランナー規制の実効性を高めるため、その対象機器に関連した技術開発を推進する。

### ④環境調和型エネルギー技術

環境に調和したエネルギーの技術開発を推進するため、環境負荷を低減する石炭利用技術（クリーン・コール・テクノロジー）の開発を行うとともに、その他の化石燃料についても環境負荷低減等の利用技術を開発する。

また、エネルギー分野以外の分野の技術であっても、エネルギー分野に関連する技術にあつては、新エネルギー・省エネルギー政策も踏まえ、行うものとする。

## < 6 > 新製造技術分野

我が国の生命線ともいべき経済力の源泉であり、我が国でしかできない高精度加工技術が存在する等世界的にも最高水準にある製造技術を更に高度化するとともに、こうした技術を幅広い産業分野に応用するため、新製造技術、ロボット技術等の課

題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

#### ①新製造技術

我が国経済社会の基盤である製造業の競争力の維持・強化、新たな高付加価値産業を生み出す環境の整備、省エネルギー部品の実現等のため、我が国に蓄積された半導体製造技術やマイクロマシン技術を活用し、情報通信、医療・バイオ、産業機械など多様な分野におけるキーデバイスとして期待が高まっている MEMS（Micro Electro-Mechanical System）の製造技術の開発、新規加工プロセス技術の開発、並びに設計・製造現場における技能・ノウハウを情報技術を活用してソフトウェア化・データベース化する技術等の開発を行う。

#### ②ロボット技術

我が国に蓄積されたロボット技術の活用範囲を家庭や福祉施設を含めた幅広い分野に拡大するため、中小・ベンチャー、異業種を含む多様な主体によるロボット開発の活性化の基盤となるハードウェア及びソフトウェアの基盤技術等を開発する。

#### <7> 各分野の境界分野・融合分野及び関連分野

急速な知識の蓄積や新知見の獲得によって、異分野技術の融合や、新たな技術領域が現れることを踏まえ、上記のライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料及びエネルギー等にまたがる分野、境界分野、標準化・知的基盤整備等について、機動性・柔軟性を持って研究開発を推進するものとする。例えば、半導体プロセスやマイクロマシン・センサ技術の融合領域である MEMS 技術や、微細加工技術、材料構造制御技術、計測・分析技術等の融合領域であるナノテクノロジー、情報処理技術とバイオテクノロジーの融合領域であるバイオインフォマティクス、エネルギー変換技術と材料技術の融合領域である燃料電池技術等の各種融合分野や、今後出現が予想される新たな技術領域・境界分野における研究開発に取り組む。加えて、これらの関連分野における研究開発や、産業技術・エネルギー技術全般に係る標準化・知的基盤整備等に資するよう所要の活動を行う。

## (2) 【新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等】

### (ア) 新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等の推進方針

効率的・効果的に新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等を実施するため、技術開発、経済性等の評価、普及啓発等に資するための実証試験、実用化段階における初期需要の創出を図るための導入促進の各ステージで得られた知見を次のステージに活用するとともに活用した結果得られた知見を、前のステージにフィードバックするなど、三位一体で推進する。

#### i) 企業化・実用化を見据えての技術開発業務に係る追加的特記事項

新エネルギー技術（太陽光、風力、廃棄物、バイオマス、水力、地熱等）及び省エネルギー技術に係る研究開発の実施に関する基本的な方針は（1）に示すとおりであるが、企業化・実用化を見据えた技術開発を促進する観点から、以下に特に留意するものとする。

- ・新エネルギーの種類及び特性に応じて、研究開発を通じて、結果的にそれらの導入のコストが競合する既存エネルギーと同等程度の水準となることを目的として研究開発を行う。
- ・また、新エネルギーが我が国のエネルギー・環境情勢に対応した形で普及するよう、現実的な利用形態を想定した研究開発を行う。具体的には、太陽光、風力などの分散変動電源においては既存の電力系統に安定的に連結できるような系統連系技術の開発等を推進する。
- ・省エネルギー技術の研究開発については、我が国のエネルギー消費構造を踏まえつつ、産業・民生（家庭・業務）・運輸各部門におけるエネルギー利用効率向上が可能となるような総合的な研究開発テーマ設定を行う。

#### ii) フィールドテスト業務及び海外実証業務等

研究開発された新エネルギー技術・省エネルギー技術の実社会での適用可能性についてあらゆる側面から検証を行うために、フィールドテスト業務を実施し、そのデータを公開することにより事業化のための環境を整備する。また、海外においても、我が国のエネルギー安全保障の確保、エネルギー・環境問題の解決等に資するような案件を選定して海外実証業務等を実施する。その際、以下に留意するものとする。

- ・フィールドテスト業務の対象案件の選定に際しては、当該新エネルギー・省エネルギー技術の適用可能性を網羅的に検証するために様々な運用条件が選択されるよう配慮する。

- ・海外実証業務等（共同研究を含む）の実施に際しては、アジア太平洋地域等のエネルギー需給構造の状況や、機構の行う各種事業が同地域における新エネ・省エネ等の普及を通じて我が国のエネルギー安全保障の確保やエネルギー・環境制約の緩和に与えるインパクト等を総合的に勘案しつつ適切に推進する。

### iii) 導入普及業務

技術開発、フィールドテスト業務・海外実証業務と併せ導入普及業務を総合的に実施することにより、2010年における国の長期エネルギー需給見通しの達成への貢献を行う。その際、以下の観点に留意するものとする。

- ・新エネルギー分野については、経済原則上、導入コストの低い案件群から導入がなされていくものであることを認識しつつも、地域的なバランスや助成対象者の属性に関する配慮を加え、全体として我が国のエネルギー需給構造の高度化が達成されるような案件選定・採択を行う。
- ・省エネルギー分野については、産業部門、民生部門、運輸部門の3セクターにおける各部門のエネルギー消費動向を踏まえつつエネルギー使用の合理化が総合的に推進されるよう導入助成事業を適切に実施する。
- ・さらに、国民全体への啓発活動の重要性や公的部門における取組の重要性にも配慮し、地方自治体やNPO等の非営利団体が実施する新エネルギー・省エネルギー関連設備の導入普及、普及啓発活動、ビジョン策定活動、技術指導活動への支援を行う。
- ・特に新エネルギー分野においては、新エネルギーの普及に伴い生じる課題を抽出し、有識者、事業者、地方公共団体等の関係者と協力しつつ、課題を解決するための事業環境整備を行う。
- ・さらに、新エネルギー導入に係る債務保証業務及び省エネルギー・リサイクル推進に係る債務保証・利子補給業務を適切に実施する。

### iv) 石炭資源開発業務

我が国において主要なエネルギーの一つである石炭の安定供給確保を図るという政策目的に資するため、初期調査から開発に至る各段階において事業を実施する。その際、以下に留意するものとする。

- ・海外における石炭の探鉱調査事業については、世界的な石炭需給構造の状況を踏まえ、地域的なバランスを考慮しつつ、我が国のエネルギー安全保障に資する案件を優先して実施する。
- ・海外における石炭の探鉱に必要な地質構造調査事業については、民間企業

では取り組みがたい比較的高いリスクの高い産炭国であって、将来において石炭供給の拡大に繋がる地域を対象とし、当該国と共同して本調査事業が可能な案件について実施する。

また、炭鉱技術海外移転事業については、アジア・太平洋地域における産炭国の炭鉱技術者に対し生産・保安技術等に関する炭鉱技術の移転を通し、石炭供給能力の拡大に繋げるとともに産炭国との関係強化を図るべく実施する。

#### (イ) 新エネルギー・省エネルギー導入普及業務等の実施に係る共通の実施方針

##### i) 企画・公募段階

- a) 内外のエネルギー・環境関係技術開発の動向や、エネルギー需給動向、国際的なエネルギー環境問題に関する議論の動向等を体系的に把握するとともに、適切な事業の実施方針を毎年度策定する。
- b) 円滑かつ迅速な事業実施・推進を図るため、上記の事業のうち極力多くの事業について、政府予算の成立を条件として、実施年度の前年度の3月までに公募を開始する。公募に当たっては、ホームページや各種メディアの最大限の活用等により広範な周知を図る。機構のホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急に必要なものであって事前の周知が不可能なものは除く）には、公募に係る事前の周知を行う。
- c) 公募締切後の審査においては、機構外部の優れた専門家・有識者の参画による客観的な審査・採択基準に基づく公正な選定を行う。また、審査を迅速に行い、応募総数が多い場合等、特段の事情がある場合を除き、締切から原則60日以内に採択決定を行う（平成14年度実績 30日～80日）。さらに、採択案件に係る情報を公開するとともに、不採択の場合には、全件、相手方にその理由を文書で通知する。
- d) 原則として全ての公募案件につき、電子政府推進本部の指摘に基づく電子申請を可能とするようなシステムの構築を行う。

##### ii) 業務実施段階

- e) 制度の趣旨に応じた柔軟な応募受付・事業実施システムを構築することにより、国からの補助金を原資とする事業との性格を踏まえつつも、年度の切れ

目が事業実施の上での不必要な障壁となることのないよう、利用者本位の制度運用を行う。

- f) 制度の利用者が容易に事業の趣旨や応募方法等を理解できるよう、事業横断的な統一マニュアルを策定により、できる限り公募方法等を統一化する。加えて、補助金交付規程等の規程類を機構のホームページ上で公開し、利用者の利便性の向上を図る。
- g) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

### iii) 評価及びフィードバック

- h) 技術開発、フィールドテスト事業、海外実証事業、導入普及事業の一連の事業の成果を分析・整理し、機構のホームページや新聞・雑誌及び機構の刊行物（ガイドブック、パンフレット等）を通じて積極的に情報発信を行うとともに、各種セミナー、シンポジウム、展示会等の開催を通じ、国民や関係者への積極的な啓発活動を行う。
- i) 機構外部の優れた専門家・有識者を活用した厳格な評価を行い、その結果を以降の事業実施及び予算要求プロセスに反映する。導入・普及事業においては、事業を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、概ね3年ごとに制度の運用状況や改善点等について精査し、政策当局への提言等を適切に行う。

### (3) 【クレジット取得関連業務】

クレジット取得関連業務の実施に当たっては、経済産業省及び環境省との緊密な連携の下、「京都議定書目標達成計画」に沿って実施するものとする。その際、①リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること、という観点を踏まえつつ、適切に業務を推進する。かかる目的の実現のため、以下に留意するものとする。

なお、2. (3)において「プロジェクト」とは、クリーン開発メカニズム（CDM）、共同実施（J I）又はグリーン投資スキーム（G I S）のいずれかに係るプロジェクトをいう。

#### i) 企画及び公募段階

- a) CDM・J I・G I Sプロジェクトによるクレジットの取得に最大限努力する。
- b) クレジット取得に係る契約の相手先となる事業者等（以下「契約相手先」という。）の選定については、原則公募によるものとし、その際

ホームページ等のメディアの最大限の活用等を図る。また原則として随時の応募受付と年間複数回の採択を実施する。また、必要に応じて公募説明会を開催し、契約相手先の公募に関する周知を図る。

- c) 契約相手先の選定にあつては、客観的な審査・採択基準に基づく公正な審査を行う。具体的には、その信用力、プロジェクトの内容、提案されたクレジットの価格や移転時期その他必要な事項を考慮して選定する。その際、必要に応じて世界で取引されているクレジットのデータベース等の活用などを図るなど、優れた提案を速やかに採択できるような審査体制を構築する。また、審査に当たっては、提案者の国際ルール等を踏まえた、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮の徹底について確認を行う。
- d) クレジット取得においては、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジットを取得する観点から、個々のクレジット取得におけるリスクを厳正に評価することに加えて、取得事業全体として、契約相手方やプロジェクト実施国を分散させることなどの措置を講じる。

## ii) 業務実施段階

- e) クレジット取得に係る契約の締結に際しては、費用対効果を考慮してクレジットを取得する観点から、必要に応じて取得契約額の一部前払いを行う。この際、契約相手先の業務遂行能力・信用力等を厳格に審査するとともに、原則前払い額の保全のための措置を講じる。また実際にクレジットが移転されるまでに相当の期間を要することから、必要に応じ、複数年度契約を締結する。
- f) 契約相手先からの進捗状況に関する定期報告の提出及び随時の報告の聴取や必要に応じた現地調査等を行うことにより、プロジェクトの進捗状況の把握に努めるとともに、必要に応じて契約相手先と協議し、適切な指導を行い、当初の取得契約が遵守されるよう管理する。
- g) クレジットの取得状況に関する情報発信を行う。具体的には、原則として、契約相手先の名称、取得契約に係るクレジット量、年間の取得総量等について適切な時期に公開する。
- h) クレジット取得等業務を取り巻く環境の変化等を踏まえて柔軟かつ適切に対応する体制とするとともに、必要に応じた職員の能力向上、機構内の関係部門との連携を図る。また、将来のプロジェクトの案件形成にあつては、その実施が可能な地域や省エネルギー技術・新エネルギー技術等の拡大を図るため、共同実施等推進基礎調査事業など関連する業務の成果との連携を図る。これらにより、適切に効率的かつ効果的な業務管理・運営を実施する。

## iii) 評価及びフィードバック

- i) 毎年度、外部の専門家・有識者を活用したクレジット取得事業全体の評

価を実施するとともに、クレジット取得の状況や事業を取り巻く環境の変化などの情報収集・分析を行い、これらを踏まえて以降の事業実施に反映させる。また、制度の運用状況や改善点等について精査し、政策当局への提言等を行う。

#### (4) 【出資・貸付経過業務】

株式の処分については、管理コストも勘案の上、原則として中期目標の期間中において処分を完了するものとする。ただし、株式の公開を目指す企業の株式については、公開時期、公開後の市況等を考慮して処分を行うものとする。

貸付金の回収については、回収額の最大化に向け、計画的に進めるものとする。

#### (5) 【石炭経過業務】

##### (ア) 貸付金償還業務

回収額の最大化に向け、管理コスト等を勘案しつつ、個別債務者の状況に応じた適切な措置を講じ、計画的に貸付金の回収を進める。

##### (イ) 旧鉱区管理等業務

廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法により機構が買収し、最終鉱業権者となっている旧鉱区に関する鉱害の発生の防止のため当該鉱区及びボタ山の管理を行う。

具体的には、①旧鉱区管理業務のうち、ボタ山の巡回、防災工事については、当該ボタ山の安定状態等に応じた合理的区分を基に管理手法の定形化・マニュアル化を行い適切に管理する。②特定ボタ山の安定化工事については、平成18年度までに完了する。

また、買収した旧鉱区等に係る鉱害について、公正かつ適正に賠償するものとする。

##### (ウ) 鉱害復旧業務

経済産業大臣の認可を受けた復旧基本計画に従い、関係者の理解と協力を得つつ、計画に定められた復旧工事については、平成18年度までを目途に可及的速やかに完了するよう努める。

(6) 【アルコール関連経過業務】

(ア) アルコールの多品種化

市場のニーズに応えるべく、市場調査を行い、その結果を踏まえ、低コスト志向や食の安全・安心志向等顧客ニーズに合致した新たな品種のアルコールを海外のアルコールも含めて提供する。

(イ) 情報の提供等

顧客サービスの向上のため、以下の措置を講じる。

- i) お客様相談室を設置し、問い合わせ等の対応の迅速化を図る。
- ii) 品質管理等に関する情報については積極的に発信することとし、アルコールの販売に当たっては、顧客のニーズを反映した分析表を提供する。
- iii) 「食の安全・安心」が重視される昨今、予測されるユーザー関連情報を早めにキャッチし、ホームページ等により適時・適切に発信する。

(ウ) 製品品質の安定化

品質管理体制を確立し品質のブレを最小限にする。特に、アルコール製造部門が製造するアルコールの品質については、アルコール中の不純物含有量の標準偏差 $\sigma$ を平成16年度には3.0mg/L以下（蒸発残分については0.10mg/100mL以下）（標準偏差値平成14年度実績4.0mg/l）にすることを目標とする。

(エ) 顧客満足度の向上

一人ひとりの職員が顧客に信頼され、期待されることに留意しながら日常の業務を行うことにより、顧客満足度を向上させる。更に、接客態度や情報、システム等について第三者による顧客満足度調査を継続的に実施し、その結果を迅速かつ着実に業務に反映させることにより、平成17年度には顧客からのクレームゼロを達成する。

(オ) 一手購入販売機関としての公平性・中立性の確保

アルコール販売部門については、一手購入販売機関としての公平性・中立性を確保した業務運営を行う。

### 3. 予算（人件費見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

予算、収支計画及び資金計画は以下の通り。予算の見積もりは運営費交付金の算定ルールに基づき1.(7)の目標を踏まえ試算したものであり、実際の予算は毎年度の予算編成において決定される係数等に基づき決定されるため、これらの計画の額を下回ることや上回ることがあり得る。

なお、アルコール関連経過業務については、平成18年4月を目途にアルコール製造部門の特殊会社化が予定されていることから、平成17年度末までの計画とする。

#### (1) 予算

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金（G(y)）については、以下の数式により決定する。

$$\begin{aligned} G(y) \text{ (運営費交付金)} &= A(y) \text{ (一般管理費)} \times \alpha \text{ (一般管理費の効率化係数)} \\ &+ B(y) \text{ (事業に要する経費)} \times \beta \text{ (事業の効率化係数)} \\ &\quad \times \gamma \text{ (中長期的政策係数)} \\ &+ C(y) \text{ (調整経費)} - D(y) \text{ (自己収入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} A(y) \text{ (一般管理費)} &= Sa(y) \text{ (一般管理費人件費)} \\ &\quad + Ra(y) \text{ (その他一般管理費)} \\ Sa(y) &= Sa(y-1) \times s1 \text{ (一般管理費人件費調整係数)} \\ Ra(y) &= Ra(y-1) \times \delta \text{ (消費者物価指数)} \\ B(y) \text{ (事業に要する経費)} &= Sb(y) \text{ (事業費人件費)} \\ &\quad + Rb(y) \text{ (その他事業に要する経費)} \\ Sb(y) &= Sb(y-1) \times s2 \text{ (事業費人件費調整係数)} \\ Rb(y) &= Rb(y-1) \times \delta \text{ (消費者物価指数)} \\ D(y) \text{ (自己収入)} &= D(y-1) \times d \text{ (自己収入調整係数)} \end{aligned}$$

A(y)：運営費交付金額のうち一般管理費相当分。

B(y)：運営費交付金額のうち事業に要する経費相当分。

C(y)：短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増加する経費。短期間で成果が求められる技術開発への対応、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズ、及び退職手当の支給、事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。

D(y) : 自己収入。基本財産の運用より生じる利子収入等が想定される。

Sa(y) : 役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する額。

Sb(y) : 事業費中の人件費。

係数  $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 、 $\delta$ 、 $s$  及び  $d$  については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha$  (一般管理費の効率化係数) : 1. (7) で19年度において特殊法人比15%を上回る削減を達成することとしているため、この達成に必要な係数値とする。

$\beta$  (事業の効率化係数) : 1. (7) で19年度において特殊法人比5%の効率化を行うこととしているため、この達成に必要な係数値とする。

$\gamma$  (中長期的政策係数) : 中長期的に必要な技術シーズへの対応の必要性、科学技術基本計画に基づく科学技術関係予算の方針、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

$\delta$  (消費者物価指数) : 前年度の実績値を使用する。

s1 (一般管理費人件費調整係数) : 職員の新規採用、昇給・昇格、減給・降格、退職及び休職等に起因した一人当たり給与等の変動の見込みに基づき決定する。

s2 (事業費人件費調整係数) : 事業内容に基づき決定する。

d (自己収入調整係数) : 自己収入の見込みに基づき決定する。

①総計	(別表1-1)
②一般勘定	(別表1-2)
③電源利用勘定	(別表1-3)
④石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	(別表1-4)
⑤基盤技術研究促進勘定	(別表1-5)
⑥研究基盤出資経過勘定	(別表1-6)
⑦鉱工業承継勘定	(別表1-7)
⑧石炭経過勘定	(別表1-8)
⑨特定アルコール販売勘定	(別表1-9)
⑩アルコール製造勘定	(別表1-10)
⑪一般アルコール販売勘定	(別表1-11)
⑫特定事業活動等促進経過勘定	(別表1-12)<H16.7.1~>

(2) 収支計画

①総計	(別表2-1)
②一般勘定	(別表2-2)
③電源利用勘定	(別表2-3)
④石油及びエネルギー-需給構造高度化勘定	(別表2-4)
⑤基盤技術研究促進勘定	(別表2-5)
⑥研究基盤出資経過勘定	(別表2-6)
⑦鉱工業承継勘定	(別表2-7)
⑧石炭経過勘定	(別表2-8)
⑨特定アルコール販売勘定	(別表2-9)
⑩アルコール製造勘定	(別表2-10)
⑪一般アルコール販売勘定	(別表2-11)
⑫特定事業活動等促進経過勘定	(別表2-12)<H16.7.1~>

(3) 資金計画

①総計	(別表3-1)
②一般勘定	(別表3-2)
③電源利用勘定	(別表3-3)
④石油及びエネルギー-需給構造高度化勘定	(別表3-4)
⑤基盤技術研究促進勘定	(別表3-5)
⑥研究基盤出資経過勘定	(別表3-6)
⑦鉱工業承継勘定	(別表3-7)
⑧石炭経過勘定	(別表3-8)
⑨特定アルコール販売勘定	(別表3-9)
⑩アルコール製造勘定	(別表3-10)
⑪一般アルコール販売勘定	(別表3-11)
⑫特定事業活動等促進経過勘定	(別表3-12)<H16.7.1~>

※アルコール製造勘定については、平成17年度末に、手元流動性（現金預金及び有価証券の合計額）を30億円以上確保するとともに（平成14年度実績 15.3億円（借入金8.7億円除く）、固定比率（固定資産／自己資本）を100%未満にする（平成14年度実績 95.1%）。

また、特殊会社化に向けた準備を進めるとともに、特殊会社化後の速やかな完全民営化を図るため、財務状況や経営状況に関する情報を年2回以上ホームページ等を通して公表する。

#### 4. 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、補助金・受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、600億円とする。

#### 5. 重要な財産の譲渡・担保計画

事務所の川崎市への移転に伴い必要となる職員用宿舎を整備するため、土地（東京都世田谷区祖師ヶ谷1丁目）を売却する。

#### 6. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。

- ・ 研究開発業務の促進
- ・ 広報並びに成果発表及び成果展示等
- ・ 職員教育・福利厚生の充実と施設等の補修・整備
- ・ 事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るための電子化の推進
- ・ 債務保証に係る求償権回収等業務に係る経費
- ・ 原材料等の急激な変動によるアルコール販売価格の上昇が見込まれる場合の価格調整
- ・ アルコール製造業務の運営の効率化を図るために特に必要な事業がある場合の投資

#### 7. その他主務省令で定める事項等

##### (1) 施設及び設備に関する計画

アルコール製造業務における業務運営の効率化、そのために必要なアルコール製造業務における収入基盤の多様化及びユーザーニーズに応えるための設備投資を行う。また、事務所の川崎市への移転に伴い必要となる職員用宿舎の整備を行う。

##### 施設・設備に関する計画

<区分>	<金額(百万円)>
1 製造設備整備	800
2 事業多様化設備整備	598

3 職員用宿舎整備	1 2 5
計	1, 5 2 3

(注)上記の計画については、状況の変化に応じ柔軟に対応するものとし、予見しがたい事情による施設・設備の追加により変更される場合がある。

## (2) 人事に関する計画

### (ア) 方針

- ・ 研究開発マネジメントの質的向上、組織としての柔軟性の確保・多様性の向上等の観点から、産官学から有能な外部人材を出向で積極的に登用し、一体的に運用するとともに、能力の最大活用を図る。

### (イ) 人員に係る指標

- ・ 研究開発業務、導入普及業務については、業務のマニュアル化の推進等を通じ、定型化可能な業務は極力定型化し、可能な限りアウトソーシングないし派遣職員等を活用することにより、職員をより高次の判断を要するマネジメント業務等に集中させるとともに、職員数の抑制を図る。

### (参考1) 常勤職員数

- ・ 期初の常勤職員数 1, 2 6 2 人
- ・ 期末の常勤職員数の見積もり 9 8 1 人

(注1) 上記の期初の常勤職員数には、平成17年度末を目途に終了することが予定されているアルコール関連経過業務に係る職員(242人)が含まれる。

(注2) 上記の常勤職員数には、産業技術及びエネルギー・環境技術に係る事業を円滑に実施するために、民間、大学等から専門性を有する外部人材を充てた職員が含まれる。事業規模等に応じ人員の増減があり得る。

(注3) 上記の常勤職員数については、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえた人件費削減を最大限実現するための対象の見直しを反映したものである。

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 38,714百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、平成17年度末で終了が予定されているアルコール関連経過業務の平成17年度までの分が含まれる。

また、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえた人件費削減を最大限実現するための常勤職員の対象の見直しを反映した上での常勤職員数に応じたものである。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標の期間を超える債務負担については、研究開発委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるもの及びクレジット取得に係る契約について予定している。

(4) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の使途

なし。

(5) その他重要事項

- ・ 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施する。なお、監査組織は、単なる問題点の指摘に留まることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成する。
- ・ 業務の進捗状況管理機能を強化し、問題点を総務・企画部門にフィードバックし、業務改善に反映させる。
- ・ 資金の適切な使用（内部での予算執行、民間企業等への委託・助成等の全てを対象として）を確保するため、相互牽制機能の充実を図るとともに、検査体制の強化等によるコンプライアンス体制の構築と適切なチェック機能の発揮を図る。

別表 1-1

## 予 算 (総 計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運 営 費 交 付 金	724,483
国 庫 補 助 金	252,251
都 道 府 県 補 助 金	1,938
受 託 収 入	
国 からの 受 託 収 入	15,740
政 府 出 資 金	46,290
貸 付 回 収 金	25,219
業 務 収 入	152,423
そ の 他 収 入	12,352
計	1,230,697
支 出	
業 務 経 費	875,754
国 庫 補 助 金 事 業 費	252,251
施 設 整 備 費	1,397
受 託 経 費	15,740
借 入 金 償 還	6,618
支 払 利 息	909
一 般 管 理 費	62,244
そ の 他 支 出	6,934
計	1,221,848

## 【人件費の見積り】

期間中総額 38,714 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

## 【注記】

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表 1-2

## 予 算 (一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運 営 費 交 付 金	163,124
国 庫 補 助 金	15,102
受 託 収 入	
国 からの受託収入	6,464
政 府 出 資 金	10
業 務 収 入	152
そ の 他 収 入	2,412
計	187,264
支 出	
業 務 経 費	155,436
国 庫 補 助 金 事 業 費	15,102
受 託 経 費	6,464
一 般 管 理 費	10,206
そ の 他 支 出	10
計	187,217

【人件費の見積り】

期間中総額 6,417 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-3

## 予 算 (電源利用勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運 営 費 交 付 金	154,137
国 庫 補 助 金	54,832
業 務 収 入	143
そ の 他 収 入	2,491
計	211,603
支 出	
業 務 経 費	146,720
国 庫 補 助 金 事 業 費	54,832
一 般 管 理 費	10,014
計	211,566

【人件費の見積り】

期間中総額 6,893 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-4

## 予 算 (石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運 営 費 交 付 金	407,222
国 庫 補 助 金	182,317
受 託 収 入	
国 からの 受 託 収 入	9,276
政 府 出 資 金	80
貸 付 回 収 金	186
業 務 収 入	128
そ の 他 収 入	2,633
計	601,841
支 出	
業 務 経 費	395,364
国 庫 補 助 金 事 業 費	182,317
受 託 経 費	9,276
一 般 管 理 費	14,577
そ の 他 支 出	80
計	601,614

【人件費の見積り】

期間中総額15,406百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-5

## 予 算 (基盤技術研究促進勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政 府 出 資 金	46,200
業 務 収 入	32
そ の 他 収 入	1,099
計	47,331
支 出	
業 務 経 費	46,255
一 般 管 理 費	838
計	47,093

【人件費の見積り】

期間中総額762百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-6

## 予 算 (研究基盤出資経過勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業 務 収 入	3,998
そ の 他 収 入	27
計	4,025
支 出	
一 般 管 理 費	33
そ の 他 支 出	6,175
計	6,208

【人件費の見積り】

期間中総額 3 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-7

## 予 算 (鉱工業承継勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
貸 付 回 収 金	6,535
業 務 収 入	777
そ の 他 収 入	887
計	8,198
支 出	
業 務 経 費	1
借 入 金 償 還	6,618
支 払 利 息	909
一 般 管 理 費	835
そ の 他 支 出	30
計	8,393

【人件費の見積り】

期間中総額 2 3 1 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-8

## 予 算 (石炭経過勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
都 道 府 県 補 助 金	1,938
貸 付 回 収 金	18,499
業 務 収 入	14,081
そ の 他 収 入	969
計	35,487
支 出	
業 務 経 費	15,673
一 般 管 理 費	10,124
そ の 他 支 出	1
計	25,799

## 【人件費の見積り】

期間中総額 3,747 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-9

## 予 算 (特定アルコール販売勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業 務 収 入	68,166
そ の 他 収 入	19
計	68,185
支 出	
業 務 経 費	64,576
一 般 管 理 費	3,568
計	68,144

## 【人件費の見積り】

期間中総額 239 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-10

## 予 算 (アルコール製造勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業 務 収 入	35,285
そ の 他 収 入	1,798
計	37,083
支 出	
業 務 経 費	24,836
施 設 整 備 費	1,397
一 般 管 理 費	9,595
そ の 他 支 出	638
計	36,467

## 【人件費の見積り】

期間中総額4,507百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-11

## 予 算 (一般アルコール販売勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業 務 収 入	68,329
そ の 他 収 入	14
計	68,344
支 出	
業 務 経 費	65,568
一 般 管 理 費	2,446
計	68,014

## 【人件費の見積り】

期間中総額509百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 1-12

予 算 (特定事業活動等促進経過勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業 務 収 入	7
そ の 他 収 入	3
計	10
支 出	
一 般 管 理 費	8
計	8

【注記】

この勘定は、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律」の施行により設置されるものであり、平成16年度中の設置を予定している。

【人件費の見積り】

期間中総額 1 百万円を支出する。

但し、上記金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

別表 2-1

## 収支計画(総 計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,180,727
經常費用	1,173,924
業 務 費	991,823
一 般 管 理 費	54,072
減 価 償 却 費	127,120
財 務 費 用	909
臨時損失	6,803
収益の部	1,134,651
經常収益	1,134,651
運 営 費 交 付 金 収 益	629,485
国 庫 補 助 金 収 益	219,217
都 道 府 県 補 助 金 収 益	1,938
受 託 収 入	5,946
業 務 収 入	148,470
そ の 他 収 入	9,224
資 産 見 返 負 債 戻 入	118,583
財 務 収 益	1,786
純 利 益 ( △ 純 損 失 )	△ 46,076
目 的 積 立 金 取 崩 額	0
総 利 益 ( △ 総 損 失 )	△ 46,076

## 【注記1】

「一般勘定」、「電源利用勘定」及び「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」の退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。

## 【注記2】

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表 2-2

## 収支計画(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	181,709
經常費用	179,642
業 務 費	141,747
一 般 管 理 費	10,140
減 価 償 却 費	27,755
臨時損失	2,066
収益の部	181,719
經常収益	181,719
運営費交付金収益	132,571
国庫補助金収益	11,913
受 託 収 入	5,093
業 務 収 入	152
そ の 他 収 入	2,176
資産見返負債戻入	29,816
純利益(△純損失)	11
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	11

【注記】

退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。

別表 2-3

## 収支計画(電源利用勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	214,204
經常費用	212,003
業 務 費	172,351
一 般 管 理 費	9,943
減 価 償 却 費	29,709
臨時損失	2,202
収益の部	214,245
經常収益	214,245
運営費交付金収益	133,620
国庫補助金収益	46,283
業 務 収 入	143
そ の 他 収 入	2,312
資産見返負債戻入	31,888
純利益(△純損失)	41
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	41

【注記】

退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。

別表 2-4

## 収支計画(石油及びエネルギー需給構造高度化勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	584,210
經常費用	582,004
業 務 費	512,769
一 般 管 理 費	14,470
減 価 償 却 費	54,765
臨時損失	2,206
収益の部	584,435
經常収益	584,435
運営費交付金収益	363,295
国庫補助金収益	161,022
受 託 収 入	854
業 務 収 入	128
そ の 他 収 入	2,324
資産見返負債戻入	56,814
純利益(△純損失)	225
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	225

【注記】

退職手当については、運営費交付金を財源とするものと想定している。

別表 2-5

## 収支計画(基盤技術研究促進勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	38,973
經常費用	38,973
業 務 費	26,145
一 般 管 理 費	850
減 価 償 却 費	11,979
収益の部	905
經常収益	905
業 務 収 入	32
財 務 収 益	873
純利益(△純損失)	△ 38,069
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	△ 38,069

【注記】

「純損失」は、鉱工業基盤技術に関する試験研究に係る業務費等の計上によるものである。

別表 2-6

## 収支計画(研究基盤出資経過勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	33
經常費用	33
一般管理費	33
収益の部	27
經常収益	27
業務収入	0
財務収益	27
純利益(△純損失)	△ 6
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	△ 6

【注記】

「純損失」は、保有株式の処分に係る評価関連経費等の計上によるものである。  
 なお、当該処分に係る「臨時損失」又は「臨時利益」は見込んでいない。

別表 2-7

## 収支計画(鉱工業承継勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,815
經常費用	1,815
業務費	63
一般管理費	841
減価償却費	2
財務費用	909
収益の部	1,709
經常収益	1,709
業務収入	823
財務収益	887
純利益(△純損失)	△ 106
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	△ 106

【注記1】

「純損失」は、鉱工業承継業務に係る財務費用等の計上によるものである。

【注記2】

保有株式の処分に係る「臨時損失」又は「臨時利益」は見込んでいない。

別表2-8

## 収支計画(石炭経過勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,845
經常費用	24,781
業 務 費	15,197
一 般 管 理 費	9,568
減 価 償 却 費	16
臨時損失	64
収益の部	16,670
經常収益	16,670
都道府県補助金収益	1,938
業 務 収 入	14,081
そ の 他 収 入	585
資産見返負債戻入	66
純利益(△純損失)	△ 8,175
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	△ 8,175

【注記】

「純損失」は、国からの出資金を石炭経過業務の費用に充てたことによるものである。

別表2-9

## 収支計画(特定アルコール販売勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	68,185
經常費用	68,185
業 務 費	64,576
一 般 管 理 費	3,603
減 価 償 却 費	7
収益の部	68,185
經常収益	68,185
業 務 収 入	68,166
そ の 他 収 入	19
純利益(△純損失)	0
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	0

別表 2-10

## 収支計画(アルコール製造勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	37,077
経常費用	36,812
業 務 費	31,842
一 般 管 理 費	2,098
減 価 償 却 費	2,871
臨時損失	265
収益の部	37,077
経常収益	37,077
業 務 収 入	35,285
そ の 他 収 入	1,791
純利益(△純損失)	0
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	0

別表 2-11

## 収支計画(一般アルコール販売勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	68,344
経常費用	68,344
業 務 費	65,810
一 般 管 理 費	2,519
減 価 償 却 費	15
収益の部	68,344
経常収益	68,344
業 務 収 入	68,329
そ の 他 収 入	14
純利益(△純損失)	0
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	0

別表 2-12

## 収支計画(特定事業活動等促進経過勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	8
経常費用	8
一般管理費	8
収益の部	10
経常収益	10
業 務 収 入	7
そ の 他 収 入	3
純利益(△純損失)	3
目的積立金取崩額	0
総利益(△総損失)	3

## 【注記】

この勘定は、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律」の施行により設置されるものであり、平成16年度中の設置を予定している。

別表3-1

## 資金計画（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	1,274,477
業務活動による支出	1,051,400
投資活動による支出	151,692
財務活動による支出	12,795
次期中期目標期間への繰越金等	58,590
資 金 収 入	1,274,477
業務活動による収入	1,164,121
運営費交付金による収入	724,483
国庫補助金による収入	252,251
都道府県補助金による収入	1,938
受 託 収 入	15,740
貸付金の回収による収入	25,219
業 務 収 入	141,127
そ の 他 の 収 入	3,362
投資活動による収入	10,566
財務活動による収入	
政府出資金による収入	46,290
当期中期目標期間の期首 資金残高等	53,500

## 【注記】

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表3-2

## 資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	188,987
業務活動による支出	153,268
投資活動による支出	33,949
次期中期目標期間への繰越金	1,769
資 金 収 入	188,987
業務活動による収入	184,848
運営費交付金による収入	163,124
国庫補助金による収入	15,102
受 託 収 入	6,464
業 務 収 入	152
そ の 他 の 収 入	6
投資活動による収入	2,406
財務活動による収入	
政府出資金による収入	10
当期中期目標期間の期首 資金残高等	1,723

【注記】

「当期中期目標期間の期首資金残高等」には、平成16年度中に予定されている産業基盤整備基金から「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の規定に基づく業務移管に伴う政府出資金の移管（10.5億円）を計上している。

別表3-3

## 資金計画（電源利用勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	212,127
業務活動による支出	182,294
投資活動による支出	29,272
次期中期目標期間への繰越金	561
資 金 収 入	212,127
業務活動による収入	209,112
運営費交付金による収入	154,137
国庫補助金による収入	54,832
業 務 収 入	143
投資活動による収入	2,491
当期中期目標期間の期首 資金残高	525

別表3-4

## 資金計画（石油及びエネルギー需給構造高度化勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	606,452
業務活動による支出	535,736
投資活動による支出	65,878
次期中期目標期間への繰越金	4,838
資金収入	606,452
業務活動による収入	599,121
運営費交付金による収入	407,222
国庫補助金による収入	182,317
受 託 収 入	9,276
貸付金の回収による収入	186
業 務 収 入	113
そ の 他 の 収 入	7
投資活動による収入	2,625
財務活動による収入	
政府出資金による収入	80
当期中期目標期間の期首 資金残高等	4,626

【注記】

「当期中期目標期間の期首資金残高等」には平成16年度中に予定されている産業基盤整備基金から「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の規定に基づく業務移管に伴う政府出資金の移管（21.01億円）を計上している。

別表3-5

## 資金計画（基盤技術研究促進勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	47,978
業務活動による支出	26,977
投資活動による支出	20,116
次期中期目標期間への繰越金	885
資金収入	47,978
業務活動による収入	905
業 務 収 入	32
そ の 他 の 収 入	873
投資活動による収入	226
財務活動による収入	
政府出資金による収入	46,200
当期中期目標期間の期首 資金残高	647

別表3-6

## 資金計画（研究基盤出資経過勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	6,208
業務活動による支出	33
財務活動による支出	6,175
次期中期目標期間への繰越金	—
資 金 収 入	6,208
業務活動による収入	4,025
業 務 収 入	3,998
そ の 他 の 収 入	27
投資活動による収入	1,873
当期中期目標期間の期首 資金残高	311

別表3-7

## 資金計画（鉱工業承継勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	12,073
業務活動による支出	1,771
投資活動による支出	4
財務活動による支出	6,618
次期中期目標期間への繰越金	3,679
資 金 収 入	12,073
業務活動による収入	8,198
貸付金の回収による収入	6,535
業 務 収 入	777
そ の 他 の 収 入	887
当期中期目標期間の期首 資金残高	3,875

別表3-8

## 資金計画（石炭経過勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	57,287
業務活動による支出	26,499
投資活動による支出	326
財務活動による支出	1
次期中期目標期間への繰越金	30,462
資 金 収 入	57,287
業務活動による収入	23,262
都道府県補助金による収入	1,938
貸付金の回収による収入	18,499
業 務 収 入	2,800
そ の 他 の 収 入	25
投資活動による収入	944
当期中期目標期間の期首 資金残高	33,081

別表3-9

## 資金計画（特定アルコール販売勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	72,734
業務活動による支出	62,265
平成18年3月31日資金残高	10,470
資 金 収 入	72,734
業務活動による収入	68,185
業 務 収 入	68,166
そ の 他 の 収 入	19
当期中期目標期間の期首 資金残高	4,549

別表3-10

## 資金計画（アルコール製造勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	39,078
業務活動による支出	33,523
投資活動による支出	2,146
平成18年3月31日資金残高	3,410
資 金 収 入	39,078
業務活動による収入	38,001
業 務 収 入	36,499
そ の 他 の 収 入	1,501
当期中期目標期間の期首 資金残高	1,078

別表3-11

## 資金計画（一般アルコール販売勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	70,930
業務活動による支出	68,916
平成18年3月31日資金残高	2,014
資 金 収 入	70,930
業務活動による収入	68,344
業 務 収 入	68,329
そ の 他 の 収 入	14
当期中期目標期間の期首 資金残高	2,587

## 別表3-12

## 資金計画（特定事業活動等促進経過勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資 金 支 出	510
業務活動による支出	8
次期中期目標期間への繰越金	503
資 金 収 入	510
業務活動による収入	10
業 務 収 入	7
そ の 他 の 収 入	3
承 継 時 資 金 残 高	500

## 【注記】

この勘定は、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律」の施行により設置されるものであり、平成16年度中の設置を予定している。